

議案第 104 号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する  
条例案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 12 月 17 日提出

桐生市長 荒木 恵司

## 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和48年桐生市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

### 附 則

#### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年12月1日から適用する。

#### (期末手当の内扱)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

#### (委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 議案説明

### 議案第104号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与改定に準じ、特別職の常勤職員の期末手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。